

<巻頭言>



技術者に望むこと

成瀬卓也*

わが国には、全国に水力発電所が約1,900カ所あり、純国産エネルギーとして電力供給の約1割を担っています。未開発包蔵水力は1千2百万kWあまりが見込まれているものの、奥地化、高落差化している大規模開発地点は建設費がかさみ、また、希少動物保護等の環境対策の観点から、新たな開発は限られてきています。一方、小水力発電については大規模地点と比べ環境の負荷がより小さく、また、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）の新エネルギー等の対象とされるなど、各種政策の後押しもあり、今後も一定の開発が進むことが期待されるところです。しかしながら、全体としてみれば、わが国の水力発電は、建設の時代から、維持管理の時代に入ったと言えます。

水力発電は、発電コストの大半が建設費であり、燃料が不要なため、維持費が他の発電設備に比べて非常に低いことが特長です。しかし、国内で新規の大規模開発の場が少なくなる時代には、技術の発展、維持継承に関しては非常に困難な状況をもたらすこととなります。今年は、戦後の高度成長を支えてこられた団塊の世代の方々が定年を迎え、いわゆる2007年問題が現実のものとなる年に当たります。多くの分野で、技術を継承していくための様々な取り組みが行われていますが、水力発電分野においては、技術を習得する上で最も重要な大規模開発の現場が大きく減少する中で、取り組まなければならないという非常に困難な状況に直面しているということになります。こうした中、海外の建設プロジェクトに積極的に参加するといったことも必要でしょうし、また、堆砂対策を含めて、保守管理についてこれまで以上に積極的に

* 経済産業省原子力安全・保安院 電力安全課長

取り組むことが必要になってくると考えられます。

さて、現在の電気事業法は昭和39年に制定され、その保安規制体系については、国による工事計画の審査や施設検査などの直接的な関与の外に、事業者が保安規程を定めそれを守り、主任技術者を選任し監督し、さらに技術基準の維持義務を有す、という事業者の自己責任を前提としたものとなっております。以来長らくその体系を維持しておりましたが、平成7年と平成11年に相次いで改正が行われ、ダムを含む電力設備の保安の在り方についても技術進歩による機器、施設の信頼性の向上、機器、施設を管理する者の保安レベルの向上などに鑑み、抜本的な見直しがなされました。この改正で、国による施設検査のかわりに同様の施設検査を事業者の自主検査とするなど、従来からの自己責任原則を更に重視し、国の関与はより小さくされました。これによって従来以上に事業者の自主保安確保の不断の努力が求められるものとなっております。

このような中で、昨年はダムの計測データが改ざんされていたことが明らかになったことをきっかけに、火力、原子力発電設備でも同様な事案が発覚し、また、水力発電設備におきまして法に基づく所要の手续をしなかったことが明らかになりました。これらの改ざん等は引き起こした事業者からの報告によれば、多くが現場の一線で建設、保守管理に携わる人たちの手で行われていたということでした。

国民生活、産業活動に不可欠な電力を供給するという非常に公共性の高い事業に携わる者には、他の分野よりも高い倫理観と規律が求められていると考えられます。

これまで培ってきた高い技術水準を維持継承しつつ、このような不適切な行為とは明確に決別し、公正で透明性の高い業務のやり方に改めていくことが必要です。それにより、水力発電技術者に対する国民の信頼を再構築して行くことを切に期待する次第です。